

次世代法・女性活躍促進法のための 行動計画

社員がその能力を最大限に発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年11月1日から令和12年10月31日までの5年間

2. 内 容

<共通>

目標1：令和12年11月までに、育児休業（1か月以上）取得率を100%とする。

<対策>

- 令和7年11月～ 妊娠中及び子育て中の社員だけでなく、全ての社員が理解できるよう、制度に関するパンフレットを社内に掲示する。
- 令和7年11月～ 妊娠を申し出た社員に対し、個別に育児休業等の制度・手続きについて説明する。
- 令和7年11月～ 周知に努め、100%の達成を目指す。

<共通>

目標2：令和12年11月までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 令和7年11月～ 男性社員も積極的に子育てに参加することができるよう、計画的な有給休暇の取得を促進する。
- 令和7年11月～ 年次有給休暇の取得を促進するため、取得予定表の掲示や取得状況の取りまとめなどを開始する。
- 令和7年11月～ 検討を重ね、100%の達成を目指す。